仮運転免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百円	千二百円
	法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百円	千五十円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百五十円（法第九十七条第一項に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百五十円）	二千二百五十円（法第九十七条第一項に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千四百円）

第四十三条第一項の表検査手数料の項中「三百五十円」を「三百円」に、「二千八百円」を「二千六百円」に、「三千七百円（」を「三千六百円（」に、「三千九百円」を「三千八百円」に、「千五十円」を「九百円」に、「三千五百円」を「三千四百五十円」に、「三千七百円）」を「三千六百五十円）」に改め、同表再試験手数料の項を次のように改める。

再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	六百円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千九百円）	千三百円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千五百円）
	普通自動車免許に係る再試験	六百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百円）	千三百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	六百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百円）	千五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百円）
	原動機付自転車免許に係る再試験	四百五十円	五百五十円

第四十三条第一項の表免許証交付手数料の項及び免許証再交付手数料の項中「七百円」を「七百五十円」に改め、同表免許証更新手数料の項を次のように改める。

免許証更新手数料	免許証の更新（法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	千三百円	千二百円
	免許証の更新（法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	千二百五十円	千三百円

第四十三条第一項の表認知機能検査手数料の項中「二百五十円」を「三百円」に、「四百五十円」に改め、同表審査手数料の項中「二千円」に、「七百五十円」を「七百円」に、「九百円」を「八百五十円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項を次のように改める。

技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	二千九百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千二百円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	三千百五十円

第四十三条第一項の表教習指導員資格者証交付手数料の項中「九百円」を「九百五十円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「二千九百五十円」を「二千七百円」に、「一万千八百五十円」を「一万千六百五十円」に、「千百円」を「千円」に、「一万七百円」を「一万八百五十円」に、「千二百円」を「千百円」に、「八千百五十円」を「八千四百五十円」に、「三千四百円」を「三千五百円」に、「九千三百五十円」を「九千四百円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「九百五十円」を「九百円」に改め、同表講習手数料の項を次のように改める。

講習手数料	法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間について四百五十円
	法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間について千五十円
	法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間について七百円
	法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	講習一時間について二千四百五十円
	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習一時間について三百円
	法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間について千三百円
	法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間について千二百五十円
	法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	講習一時間について二千円